

副業を希望する20代が約7割 株式会社学情

株式会社学情（本社：東京都中央区）は、20代の仕事観や働く意識をひも解くために、「副業」についてアンケート調査を実施しました。勤務する会社で認められていたら、「副業したい」と回答した20代が8割を超えました。

また、転職活動において、「副業可」の企業は「志望度が上がる」と回答した20代は約6割に上りました。

詳しくは、株式会社学情HPで ([240717-rekatsuenc.pdf](https://240717-rekatsuenc.pdf) ([gakujo.ne.jp](http://gakujo.ne.jp)))

【調査の背景】

- ・終身雇用が当たり前でなくなり、「ポータブルスキルの獲得」や「手に職を付けること」への関心が高まっている。
- ・リモートワークなど多様な働き方が浸透し、「自由に使える時間」が増加していることも相まって、「副業・兼業」への関心が高まっている。

● 勤務先の企業で副業が認められていたら、副業したいですか？

副業したい	35.6%
どちらかと言えば副業したい	30.6%
どちらとも言えない	21.2%
あまり副業はしたくない	7.7%
副業はしたくない	4.9%

「本業のほかにもう1つ収入源があると、安心できる」「自分でお金を稼ぐ力を身につけたい」といった声が上がっている。一方、「本業でしっかりと稼げる状態が理想」「今は本業の仕事に専念したい」といった声も寄せられている。

● 転職活動において、「副業可」の企業は志望度が上がりますか？

志望度が上がる	27.4%
どちらかと言えば志望度が上がる	31.6%
どちらとも言えない	28.6%
どちらかと言えば志望度は上がらない	4.9%
志望度は上がらない	7.4%

「将来、副業をしたいと考えているため」「重要事項ではないものの、選択肢はあると嬉しい」「副業可の会社は、自由な社風という印象を受ける」といった声寄せられた。

厚生労働省は、8月2日、2023年に賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導（立入調査）の結果を取りまとめ、監督指導での是正事例や送検事例とともに公表しました。

詳しくは、厚生労働省HPで ([労働基準局 監督課 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))

監督指導による是正事例（業種：食料品製造業）

【事案概要】

時間外労働を行っているにもかかわらず36協定届が未届であるとの情報を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ以下の実態が認められた。

- ◆月60時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率（50%以上）を下回る割増率で計算されていた。
- ◆割増賃金の基礎として算入すべき賃金（役職手当、精勤手当等）を除外して割増賃金が計算されていた。
- ◆一部の労働者に対して固定残業代として、月40時間分の割増賃金が支払われていたが、40時間を超過した時間については割増賃金が支払われていなかった。

【労働基準監督署の指導】

- ◆割増賃金の適正な支払いについて是正勧告（労働基準法第37条第1項違反）
  - ① 月60時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率（50%以上）で計算して、支払うこと。
  - ② 割増賃金の基礎として算入しなければならない賃金を全て足し上げた上で、割増賃金を再計算し、実際の支払額との差額を支払うこと。
  - ③ 月40時間を超える時間外労働に対する割増賃金を再計算し、固定残業代として支払った割増賃金額との差額を支払うこと。

【その後の事業場の対応】

過去に遡って正しい単価で割増賃金を再計算し、不足が生じていた労働者に対して、追加で差額の割増賃金を支払った。